

(市ヶ谷大学院)学校保健安全法に定める感染症への対応について

1. はじめに

学校保健安全法では、「学校において予防すべき感染症」に感染した場合の登校禁止が定められています。罹患した場合、学生は周囲への感染拡大を防止するため、通学せず、医療機関を受診し治癒するまで(医師の指示による)自宅療養することが必要です。

(参考:[学校において予防すべき感染症\(こちらをクリック\)](#))

具体的には、以下のとおりの対応をとってください。

2. 新型コロナウイルス、インフルエンザに罹患した場合

2023年5月8日より、新型コロナウイルス(以下、「新型コロナ」)は感染症法において5類に位置付けられましたが、学校保健安全法の「学校において予防すべき感染症」に該当します。インフルエンザも同様です。

新型コロナ・インフルエンザに罹患した場合は出席停止となりますので、下記の案内をよく読んで、必要な対応をとってください。

①新型コロナ・インフルエンザと思われる症状が出た場合は、医療機関を受診するか、抗原検査キット(厚生労働省が認可しているものに限る ※)にて感染したか否かを確認してください。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html をご参照ください。

②罹患していた場合は、「診断書(発症日が記載されたもの)」を発行してもらうか、「陽性判定が出た抗原検査キット」の写真を撮影しておいてください(ペンなどで検査キットに検査日・氏名を記入し、検査キットのパッケージと一緒に撮影してください。)

③症状が軽快した後に、所定の Google フォームに入力してください。

【市ヶ谷大学院】感染症罹患報告および罹患に伴う授業欠席配慮申請フォーム(2023年度)

<https://forms.gle/oHcSDcUFiYKbrgqWA>

(症状が軽快した後、あるいは治癒後でない、出席停止期間が確定しませんので、症状軽快後のご連絡をお願いしております。)

【療養期間】

新型コロナ:「発症した日の翌日から数えて5日間」かつ「症状軽快後1日が経過した日」

インフルエンザ:「発症した日の翌日から数えて5日間」かつ「解熱後2日が経過した日」

④大学院事務にて Google フォームの内容を確認後、申請者本人へ『欠席配慮願』を発行します。

『欠席配慮願』は、申請者本人の「大学メールアドレス」宛に Eメール添付にてお送りします。

※即日の発行はできない場合がございますので、予めご了承ください。

※法務研究科(法科大学院)、イノベーション・マネジメント研究科では、事務から履修している授業科目の担当教員に連絡いたしますので、「欠席配慮願」の発行希望の有無に拘わらず、発行はいたしません。

⑤Eメール送付の際に併せて「授業担当教員への配慮依頼方法」について、ご案内いたします。

<家族など身近な方が新型コロナに罹患した場合>

2023年5月8日より、新型コロナウイルス罹患患者との「濃厚接触者」という定義はなくなりました。しかしながら、感染している可能性がある点を踏まえ、ご自身で以下の対策・配慮をお願いいたします。

- ・ご自身の体調にお気を付けいただく。
- ・一定期間(7日間が目安)不織布マスクを着用いただく。

<新型コロナ・インフルエンザと思われる症状が出たが、罹患していなかった場合>

この場合には出席停止とはなりません。まずは、体調第一にお過ごしください。

また、検査結果が「偽陰性」であった可能性も踏まえ、一定期間は不織布マスクを着用するなど、感染予防対策を行ってください。

3. その他の感染症に罹患した場合

新型コロナ・インフルエンザ以外の「[学校において予防すべき感染症\(こちらをクリック\)](#)」に罹患した場合は、以下の対応をとってください。

①医療機関を受診し、診断を受けてください。

該当する感染症に罹患していた場合は、治癒するまで療養してください。療養の目安は「[学校において予防すべき感染症\(こちらをクリック\)](#)」にも掲載されていますが、医師の指示に従ってください。

②治癒後、再度医療機関を受診し、「病気にかかっていた期間」の記載と「登校が可能であること」が記載された診断書を発行してもらってください。

③登校が可能である旨の診断を受けたら、所定の Google フォーム ※ に入力してください。

※ <https://forms.gle/oHcSDcUFiYKbrgqWA>

④以降は、上記2. 新型コロナ・インフルエンザの対応フロー④・⑤と同一です。

以上